

令和6年7月10日
第1回立川市いのち支える
自殺総合対策連絡協議会
資料 2

令和6年度

「第2次立川市いのち支える 自殺総合対策計画」 策定について（検討案）

保健医療部
健康推進課・健康づくり担当課

目次

1 現在の計画と計画の見直し（改定）について

2 これまでの自殺対策の取組と評価

3 計画の概要（改定案）

4 厚生労働省「自殺総合対策大綱」のポイント

5 東京都自殺総合対策計画～こころといのちのサポートプラン～（第2次の概要）

1.現在の計画と 計画の見直し（改定）について

1.現在の計画と計画の見直し（改定）について

1. 「立川市いのち支える自殺総合対策計画」（令和2（2020）年3月）について

平成28（2016）年に自殺対策基本法の改正に基づき、国の「自殺総合対策大綱」及び都道府県の自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して自殺対策計画を定めることが義務付けられたことから、本市でも、令和2（2020）年3月に「立川市いのち支える自殺総合対策計画」を策定し、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間を計画期間として事業を実施しています。

2. 計画の見直し（改定）について

国の自殺総合対策大綱はおおむね5年を目途に見直しが行われています。また、自殺対策基本法第13条第1項において、都道府県は自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して計画を定めるものとするのが、また同条第2項においては、市町村は自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して計画を定めるものとするのが規定されています。そのため、地域自殺対策計画もおおむね5年を目途に見直すことが望まれます。

以上のことから、次期「立川市第2次いのち支える自殺総合対策計画」は、「自殺対策基本法」第13条2項に基づく「市町村自殺対策計画」として、国の定める「自殺対策大綱」（令和4（2022）年10月14日閣議決定）、「東京都自殺総合対策計画」（令和5（2023）年3月）並びに「立川市第5次長期総合計画」に係る他の計画と整合性を図り対策を進めていくこととし、計画期間は令和7（2025）年度から令和11（2029）年度となります。

2.これまでの自殺対策の取組と評価

2.これまでの自殺対策の取組と評価

●これまで市は、庁内関係部署の連携の下、第1次計画を策定し、自殺対策の取組を行ってきました。

第1次計画において定めた取組の全体目標と成果指標について、令和5年度現在の評価は次のとおりです。

2.これまでの自殺対策の取組と評価-1.全体目標

【1.全体目標】

～誰も自殺に追い込まれることのない立川市の実現～					
自殺死亡率(人口10万人対)			自殺者数		
平成27(2015)年 基準	令和8(2026)年 目標	令和5(2023)年 実績	平成27(2015)年基準	令和8(2026)年 目標	令和5(2023)年 実績
25.7	18.0以下 (基準から30%減)	<u>14.6</u>	46人	32人以下 (基準から30%減)	<u>27人</u>

※国・都とも、基準年を平成27(2015)年とし、令和8(2026)年までに30%減少を目標としており、立川市も同じ基準としている。

2.これまでの自殺対策の取組と評価-2.成果指標-(1)基本施策

【2.成果指標】 【(1)基本施策】

施策	成果指標	平成30(2018)年 実績値	令和6(2024)年 目標値	令和5(2023)年 現在値
基本1	立川市いのち支える自殺総合対策推進本部の開催	年2回	年2回	年2回
	立川市いのち支える自殺総合対策連絡協議会の開催	新規	年1回	年2回
基本2	ゲートキーパー養成者数	65人	365人以上	359人
	①「あなたは、ゲートキーパーについて知っていますか。」(以下⑤まで、出典:令和5年度立川市民の健康づくりに関する意識調査)	「内容を知っている」「言葉としては知っている」 16.0%	40.0%以上	21.3%
基本3	②「専門家に相談することが必要だと感じた時に適切な相談窓口をみつけることができましたか。」	「できた」49.4%	69.0%以上	77.8%
基本4	③「あなたのご近所とのお付き合いはどの程度していますか。」	「特に近所付き合いはしていない」 9.9%	5.0%以下	14.6%
	④「あなたはふだん、どのような地域の活動や集まりに参加していますか。」	「特に参加していない」52.9%	33.0%以下	62.7%
	⑤「毎日の生活の中で気軽に相談できる人がいますか。」	「いる」73.0%	80.0%以上	73.8%
基本5	①自分の「子どもの権利」は尊重されている(大切にされている)と思いますか。(以下③まで、出典:令和5年度夢育て・たちかわ子ども21プラン市民意向調査)	「尊重されている」「ある程度尊重されている」 57.9%	70.0%以上	※9月議会で報告予定
	②悩みや困っていることがあるときに、誰に相談しますか。	「相談する人がいない」4.5%	2.0%以下	※9月議会で報告予定
	③自分で「自分のことが好きだ」と思いますか。	「そう思う」「まあそう思う」 65.2%	70.0%以上	※9月議会で報告予定

2.これまでの自殺対策の取組と評価-2.成果指標-(2)重点施策

【(2)重点施策】

施策	成果指標	平成30(2018)年 実績値	令和6(2024)年 目標値	令和5(2023)年 実績値
重点1	地域の総合相談窓口として包括的な高齢者支援（地域包括支援センター、福祉相談支援センターによる相談件数）	22,383件	25,000件	26,621件
	①あなたのお住まいの地域では、地域の福祉活動等により、助けあい・支えあいができていると思いますか。（出典:令和5年度（令和4年度実績）市政に関するアンケート）	「思う」「どちらかといえば思う」 49.0%	60.0%	45.7%
重点2	「あなたはふだん、休養と睡眠は十分とれていますか。」（出典:令和5年度立川市民の健康づくりに関する意識調査）	「どちらもとれていない」 16.2%	10.0%以下	17.8%
	自立相談支援事業の新規相談件数	560件	500件以上	851件
	生活保護制度から自立した世帯数	91世帯	95世帯	83世帯
重点3	完全失業者	平成27年(国勢調査) 3,326人	3,000人以下	令和2年(国勢調査) 3,231人
	子ども・若者自立支援ネットワーク事業	ネットワーク間でつながった数 67件	80件	142件
重点4	①あなたは、立川市は安心して子どもを産み育てることができるまちであると思いますか。（出典:令和5年度（令和4年度実績）市政に関するアンケート）	「思う」「どちらかといえば思う」 77.6%	80.0%	83.0%
	「妊婦サポート面接」実施率	41.1%	100%	87.6%
	こんにちは赤ちゃん訪問率	96.8%	98.0%	99.5%

2.これまでの自殺対策の取組と評価-3.評価の概要

3.評価の概要

第1次計画では、基本理念として「誰も自殺に追い込まれることのない立川市の実現」を掲げ、5つの基本方針、4つの基本施策、4つの重点施策の下、「生きる支援の関連施策」を実施してきました。

全体数値目標の人口10万人に対する自殺数（自殺死亡率）と自殺者数については、令和5年度実績では令和8年度の目標値を下回っています。

また、成果指標としての基本施策および重点施策においては、達成できる見込みのものと未達成になる見込みのものがあります。

第2次計画改定にあたりましては、国の大綱と都の計画を踏まえ、全体数値目標の再検討を行い、それぞれの施策につきましても継続や見直し、新規設置等、個別に検討していきます。

3.計画の概要（案）

3.計画の概要（改定案）

自殺対策の数値目標

※国・都とも、基準年を平成27（2015）年とし、令和8（2026）年までに30%減少を目標としており、立川市も第1次計画では同じ基準としています。なお、国と都は現大綱・及び現計画においても、引き続き同じ目標を掲げており、具体的な目標値は、

国	自殺死亡率	13.0以下
都	自殺死亡率	12.2以下

です。

立川市においては、令和5年現在で既に平成27年度から30%減少の目標は達成していますが、基準年である平成27年の自殺死亡率が高いこともあり、次期計画の数値目標については、あらためて検討したいと考えています。参考としまして、次の例を挙げます。

第2次計画における自殺対策の数値目標（例）

※ 例1

自殺死亡率の当初目標は、令和8年度までに自殺死亡率を30%減少することであり、第2次計画期間内に含まれるため、第1次計画と同じく、

○10万人あたり自殺死亡率 32人以下 とする

※ 例2

第1次計画の目標はすでに達成していることから、国（または都）の目標に準じ、

○10万人あたり自殺死亡率 13人（または12.2）以下 とする

※ 例3

減少率の基準年を平成27（2015）年度だけではなく、平成27年から令和元（2019）年までの5年間平均（20.2人）とし、

○10万人あたり自殺死亡率 14.1人以下 とする

3.計画の概要（改定案）

1. 基本理念

2. 基本方針

3. 基本施策

4. 重点施策

3.計画の概要（改定案）-1.基本理念

「誰も自殺に追い込まれることのない立川市の実現」（仮）

3.計画の概要（改定案）-2.基本方針

（1） 生きるための包括的な支援

（2） 関連施策との有機的な連携を強化

（3） 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

（4） 実践と啓発を両輪とした推進

（5） 関係者の役割を明確化し、その連携・協働を推進

3.計画の概要（改定案） -3.基本施策

国の「自殺総合対策大綱」では「子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化」「女性に対する支援の強化」「地域自殺対策の取組強化」「総合的な自殺対策の更なる推進」がポイントとされています。

（１） 地域におけるネットワークの強化

（２） 自殺対策を支える人材の育成

（３） 市民への啓発と周知

（４） 生きることの促進要因への支援

（５） 児童・生徒のSOSの出し方に関する教育の推進

【基本施策1】 地域におけるネットワークの強化

- 庁内ネットワークの強化
- 関係機関との連絡強化
- 特定の問題に対する連携・ネットワーク強化
- 地域の関係者のネットワークの構築・強化

【基本施策2】 自殺対策を支える人材の育成

- ゲートキーパー養成講座の開催
- こころの健康教育
- 立川市接遇マニュアルに特記
- 自殺対策従事者への心のケア
- 家族・知人、ゲートキーパー等を含めた支援者への支援

【基本施策3】 市民への啓発と周知

- リーフレット等の啓発グッズの作成と配布
- 自殺予防週間や自殺対策強化月間（9月と3月）におけるキャンペーンの実施
- 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及、うつ病等についての普及啓発

【基本施策4】 生きることの促進要因への支援

- 居場所づくり活動
- 相談事業
- 自殺未遂者への支援
- 残された人への支援
- 相談窓口情報等のわかりやすい発信
- ICTの活用

【基本施策5】 児童・生徒のSOSの出し方に関する教育の推進

- 児童・生徒のSOSの出し方教育の実施
- 教職員への研修
- 児童・生徒が悩みや不安を相談でき、
支援する体制の構築
- 精神疾患への正しい理解や適切な対応の推進

3.計画の概要（改定案）-4.重点施策

国の「自殺総合対策大綱」では「子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化」「女性に対する支援の強化」「地域自殺対策の取組強化」「総合的な自殺対策の更なる推進」がポイントとされており、特に「女性に対する支援の強化」は当面の重点施策に位置付けられています。立川市でも女性の自殺が増加している傾向が見られますので、重点施策に位置付けることとします。

（１）高齢者への支援

（２）生活困窮者への支援

（３）無職者・失業者への支援

（４）妊産婦への支援 → **女性の自殺対策の更なる推進**

【重点施策1】 高齢者への支援

- 高齢者向けの支援に関する啓発の推進
- 支援者の「気づき」の力を高める取組
(ゲートキーパー養成講座の実施や受講の推奨等)
- 高齢者が生きがいと役割を実感できる地域づくりの推進
(地域における高齢者向け「居場所活動」の推進)
- 高齢者自身や高齢者を支援する家族等への支援の提供

【重点施策2】生活困窮者への支援

- 生活困窮に陥った人への
「生きることの包括的な支援」の強化
- 支援につながっていない人を
早期に支援へとつなぐための取組
- 様々な分野の関係機関が連携・協議する基盤の整備
-

【重点施策3】 無職者・失業者への支援

- 失業等に関する相談支援の充実
- 若者の社会的自立・職業的自立へ向けた支援体制の強化
-

3.計画の概要（改定案） -4.重点施策-(4)妊産婦への支援

【重点施策4】 妊産婦への支援 → **女性の自殺対策の更なる推進**

- 支援の「気づき」の力を高める取組
- 支援につながっていない人を
 早期に支援へとつなぐための取組
- 気軽に相談ができるような環境づくりや支援の充実
- **（女性の自殺対策に関する取り組み等を追加）**
-

4.厚生労働省「自殺総合対策大綱」のポイント



「自殺総合対策大綱」のポイント

- 自殺対策基本法が成立した平成18年と、コロナ禍以前の令和元年の自殺者数を比較すると男性は38%減、女性は35%減となっており、これまでの取組みに一定の効果があったと考えられる。（平成18年:32,155人→令和元年:20,169人）
- 自殺者数は依然として毎年2万人を超える水準で推移しており、男性が大きな割合を占める状況は続いているが、更にコロナ禍の影響で自殺の要因となる様々な問題が悪化したことなどにより、女性は2年連続の増加、小中高生は過去最多の水準となっていることから、今後5年間で取り組むべき施策を新たに位置づける。

1 子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化

- ▶ 自殺等の事案について詳細な調査や分析をすすめ、自殺を防止する方策を検討。
- ▶ 子どもの自殺危機に対応していくチームとして学校、地域の支援者等が連携し自殺対策にあたることのできる仕組み等の構築。
- ▶ 命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応等を含めた教育の推進。
- ▶ 学校の長期休業時の自殺予防強化、タブレットの活用等による自殺リスクの把握やプッシュ型支援情報の発信。
- ▶ 令和5年4月に設立が予定されている「こども家庭庁」と連携し、子ども・若者の自殺対策を推進する体制を整備。

2 女性に対する支援の強化

- ▶ 妊産婦への支援、コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性の自殺対策を「当面の重点施策」に新たに位置づけて取組を強化。

3 地域自殺対策の取組強化

- ▶ 地域の関係者のネットワーク構築や支援に必要な情報共有のためのプラットフォームづくりの支援。
- ▶ 地域自殺対策推進センターの機能強化。

4 総合的な自殺対策の更なる推進・強化

- ▶ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進。
- ▶ 国、地方公共団体、医療機関、民間団体等が一丸となって取り組んできた総合的な施策の更なる推進・強化。

■ 孤独・孤立対策等との連携 ■ 自殺者や親族等の名誉等 ■ ゲートキーパー普及※ ■ SNS相談体制充実 ■ 精神科医療との連携
■ 自殺未遂者支援 ■ 勤務問題 ■ 遺族支援 ■ 性的マイノリティ支援 ■ 誹謗中傷対策 ■ 自殺報道対策 ■ 調査研究 ■ 国際的情報発信など

※ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。 1

4.厚生労働省「自殺総合対策大綱」のポイント

「自殺総合対策大綱」の概要

※赤字は旧大綱からの主な変更箇所

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- ✓ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- ✓ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はまだまだ続いている
- ✓ **新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進(新)**
 - ・自殺への影響について情報収集・分析
 - ・ICT活用を推進
 - ・女性、無業者、非正規雇用労働者、ひとり親、フリーランス、児童生徒への影響も踏まえた対策
- ✓ 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
 - ・自殺対策は、SDGsの達成に向けた政策としての意義も持つ旨を明確化
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
 - ・子ども家庭庁(令和5年4月に設立予定)、孤独・孤立対策等との連携
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
 - ・地域の支援機関のネットワーク化を推進し必要な情報を共有する地域プラットフォームづくりを支援
6. **自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する(新)**
 - ・自殺者、自殺未遂者、親族等への配慮

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

→重点施策の拡充内容については、P.3・4

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
13. **女性の自殺対策を更に推進する(新)**

第5 自殺対策の数値目標

- ✓ 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、当面は先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに、自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)を平成27年と比べて30%以上減少させることとする。 ※旧大綱の数値目標を継続(平成27年:18.5 ⇒ 令和8年:13.0以下) ※令和2年:16.4

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
 - ・指定調査研究等法人(いのちを支える自殺対策推進センター)が、エビデンスに基づく政策支援、地域が実情に応じて取り組むための人材育成等を推進
2. 地域における計画的な自殺対策の推進
 - ・地域自殺対策計画の策定・見直し等への支援
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し
 - ・社会経済情勢の変化、自殺をめぐる諸情勢の変化等を踏まえ、おおむね5年を目途に見直しを行う

4.厚生労働省「自殺総合対策大綱」のポイント

「自殺総合対策大綱」 〈第4 自殺総合対策における当面の重点施策の概要〉

1.地域レベルの実践的な 取組への支援を強化する

- 地域自殺実態プロフィール、地域自殺対策の政策パッケージの作成
- 地域自殺対策計画の策定・見直し等の支援
- **地域自殺対策推進センターへの支援**
 - ・地域自殺対策推進センター長の設置の支援
 - ・全国の地域自殺対策推進センター長による会議の開催に向けた支援
- 自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進

2.国民一人ひとりの気づきと 見守りを促す

- 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施
- **児童生徒の自殺対策に資する教育の実施**
 - ・命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進
- **自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及、うつ病等についての普及啓発**
 - ・「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」「自殺対策とは、生きることの包括的支援である」という認識の普及
 - ・メンタルヘルスの正しい知識の普及促進

3.自殺総合対策の推進に資する 調査研究等を推進する

- **自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用**
 - ・相談機関等に集約される情報の活用を検討
- **子ども・若者及び女性等の自殺調査、死因究明制度との連動**
 - ・自殺等の事案について詳細な調査・分析
 - ・予防のための子どもの死亡検証(CDR; Child Death Review)の推進
 - ・若者、女性及び性的マイノリティの生きづらさ等に関する支援一体型の実態把握
- **コロナ禍における自殺等の調査**
- うつ病等の精神疾患の病態解明等につながる学際的研究

4.自殺対策に関わる人材の確保、 養成及び資質の向上を図る

- 大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進
- 連携調整を担う人材の養成
- かかりつけ医、地域保健スタッフ、公的機関職員等の資質向上
- 教職員に対する普及啓発
- 介護支援専門員等への研修
- **ゲートキーパーの養成**
 - ・若者を含めたゲートキーパー養成
- **自殺対策従事者への心のケア**
 - ・スーパーバイザーの役割を果たす専門職の配置等を支援
- **家族・知人、ゲートキーパー等を含めた支援者への支援**

5.心の健康を支援する環境の整備と 心の健康づくりを推進する

- **職場におけるメンタルヘルス対策の推進**
 - ・パワーハラスメント対策の推進、SNS相談の実施
- 地域における心の健康づくり推進体制の整備
- 学校における心の健康づくり推進体制の整備
- 大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進

6.適切な精神保健医療福祉 サービスを受けられるようにする

- 精神科医療、保健、福祉等の連動性の向上、専門職の配置
- **精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等**
 - ・自殺の危険性の高い人を早期に発見し確実に精神科医療につなげるよう体制の充実
- **子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備**
 - ・子どもの心の診療体制の整備
- うつ病、依存症等うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策

7.社会全体の自殺リスクを低下させる

- **相談体制の充実と相談窓口情報等の分かりやすい発信、アウトリーチ強化**
- **ICT（インターネット・SNS等）活用**
 - ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進。
- **インターネット上の誹謗中傷及び自殺関連情報対策の強化**
 - ・自殺の誘引・勧誘等情報についての必要な自殺防止措置・サイバーパトロールによる取組を推進
 - ・特定個人を誹謗中傷する書き込みの速やかな削除の支援や人権相談等を実施
- ひきこもり、児童虐待、性犯罪・性暴力の被害者、生活困窮者、ひとり親家庭に対する支援
- **性的マイノリティの方等に対する支援の充実**
- 関係機関等の連携に必要な情報共有
- **自殺対策に資する居場所づくりの推進**
 - ・オンラインでの取組も含めて孤立を防ぐための居場所づくり等を推進
- **報道機関に対するWHOガイドライン等の周知**
- **自殺対策に関する国際協力の推進**

4.厚生労働省「自殺総合対策大綱」のポイント

「自殺総合対策大綱」

〈第4 自殺総合対策における当面の重点施策の概要〉

8.自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

- 地域の自殺未遂者支援の拠点機能を担う医療機関の整備
- 救急医療機関における精神科医による診療体制等の充実
- **医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化**
 - ・自殺未遂者を退院後に円滑に精神科医療につなげるための医療連携体制の整備
 - ・自殺未遂者から得られた実態を分析し、匿名でのデータベース化を推進
- 居場所づくりとの連動による支援
- **家族等の身近な支援者に対する支援**
 - ・傾聴スキルを学べる動画等の作成・啓発
- 学校、職場等での事後対応の促進

9.遺された人への支援を充実する

- 遺族の自助グループ等の運営支援
- **学校、職場等での事後対応の促進**
 - ・学校、職場、公的機関における遺族等に寄り添った事後対応等の促進
- **遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等**
 - ・遺族等が直面する行政上の諸手続や法的問題等への支援の推進
- 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上
- **遺児等への支援**
 - ・ヤングケアラーとなっている遺児の支援強化

10.民間団体との連携を強化する

- 民間団体の人材育成に対する支援
- 地域における連携体制の確立
- **民間団体の相談事業に対する支援**
 - ・多様な相談ニーズに対応するため、SNS等を活用した相談事業支援を拡充
- 民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援

11.子ども・若者の自殺対策を更に推進する

- いじめを苦しめた子どもの自殺の予防
- **学生・生徒への支援充実**
 - ・長期休業の前後の時期における自殺予防を推進
 - ・タブレット端末の活用等による自殺リスクの把握やプッシュ型の支援情報の発信を推進
 - ・学校、地域の支援者等が連携して子どもの自殺対策にあたることのできる仕組みや緊急対応時の教職員等が迅速に相談を行える体制の構築
 - ・不登校の子どもへの支援について、学校内外における居場所等の確保
- **SOSの出し方に関する教育の推進**
 - ・命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進
 - ・子どもがSOSを出しやすい環境を整えるとともに、大人が子どものSOSを受け止められる体制を構築
- **子ども・若者への支援や若者の特性に応じた支援の充実**
 - ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進
- **知人等への支援**
 - ・ゲートキーパー等を含めた自殺対策従事者の心の健康を維持する仕組みづくり
- **子ども・若者の自殺対策を推進するための体制整備**
 - ・こども家庭庁と連携し、体制整備を検討

12.勤務問題による自殺対策を更に推進する

- **長時間労働の是正**
 - ・勤務時間管理の徹底及び長時間労働の是正の推進
 - ・勤務間インターバル制度の導入促進
 - ・コロナ禍で進んだテレワークを含め、職場のメンタルヘルス対策の推進
 - ・「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、過労死等の防止対策を推進
 - ・副業・兼業への対応
- **職場におけるメンタルヘルス対策の推進**
- **ハラスメント防止対策**
 - ・パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメントの防止

13.女性の自殺対策を更に推進する

- **妊産婦への支援の充実** **(新設)**
 - ・予期せぬ妊娠等により身体的・精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等について性と健康の相談センター事業等による支援を推進
- **コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援**
 - ・子育て中の女性等を対象にきめ細かな就職支援。
 - ・配偶者等からの暴力の相談体制の整備を進める等、被害者支援の更なる充実
 - ・様々な困難・課題を抱える女性に寄り添ったきめ細かい相談支援等の地方公共団体による取組を支援
- **困難な課題を抱える女性への支援**

4.厚生労働省「自殺総合対策大綱」のポイント

(参考) 自殺者数の推移

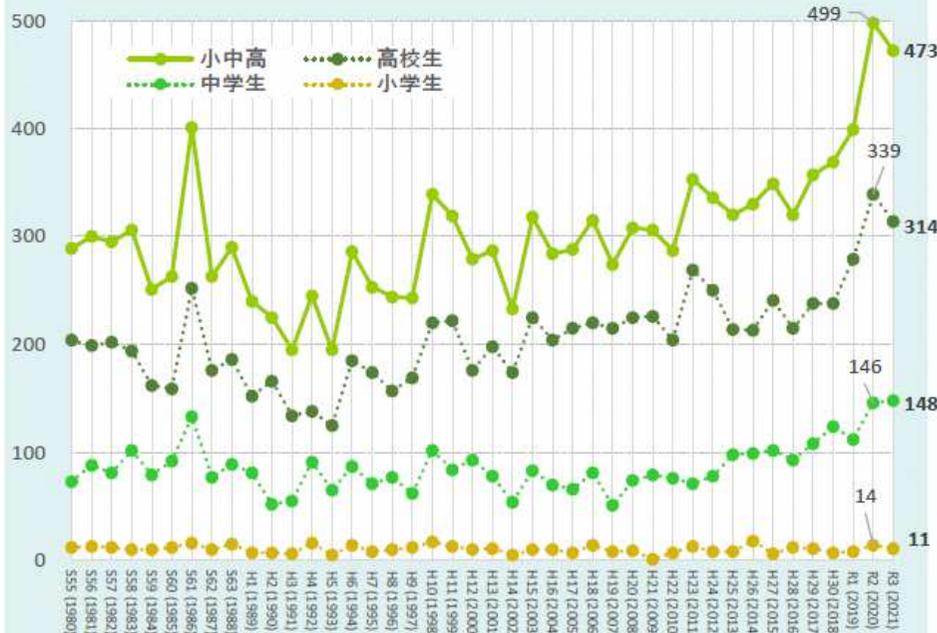
自殺者総数・男女別の推移

- 自殺対策基本法が成立した平成18年と、コロナ禍以前の令和元年の自殺者数を比較すると、自殺者総数は37%減、男性は38%減、女性は35%減となった。
(H18 32,155人 → R1 20,169人)
- 令和2年は自殺者総数が11年ぶりに前年を上回り、令和3年は女性の自殺者数が2年連続で増加。



小・中・高生の自殺者数の推移

- 小中高生の自殺者数は、自殺者総数が減少傾向にある中でも増加傾向となっている。
- 令和2年には小中高生の自殺者数が過去最多となり、令和3年には過去2番目の水準となった。



5.東京都自殺総合対策計画～こころといのちのサポートプラン～（第2次の概要）

東京都自殺総合対策計画～こころといのちのサポートプラン～（第2次）の概要

（令和5年3月決定）

第1章 東京都自殺総合対策計画の改定にあたって

- (1) 東京都における自殺の状況
 - ・平成23年をピークに都の自殺者数は減少傾向にあったが、令和2年以降、女性や若年者を中心に増加傾向
 - ・児童、生徒、学生の自殺者数が増加傾向
- (2) 国の自殺対策
 - ・平成18年に自殺対策基本法を制定し、自殺総合対策大綱に基づき取組を推進
- (3) これまでの都の自殺対策の取組と評価
 - ・東京都自殺総合対策計画等に基づき取組を推進
 - ・令和元年までに都における自殺者数は1,920人に減少
- (4) 都における今後の自殺対策の基本的な考え方
 - ・幅広い分野で生きることの促進要因を増やし、生きることの阻害要因を減らすことを通じて、生きることの包括的な支援として対策を推進
 - ・以下の6項目を重点項目として位置付け
 - ① 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぎ、地域で安定した生活が送れるよう、継続的に支援する
 - ② 悩みを抱える方を早期に適切な支援窓口につなげる取組を強化する
 - ③ 働き盛りの男性が孤独・孤立を深めることなどにより、自殺に追い込まれることを防ぐ
 - ④ 困難を抱える女性への支援を更に充実する
 - ⑤ 児童・生徒・学生をはじめとする若年層が自殺に追い込まれることを防ぐ
 - ⑥ 遺された方への支援を強力に推進する
- (5) 計画の位置付け
 - 自殺対策基本法第13条第1項に基づく都道府県自殺対策計画
- (6) 計画期間
 - 令和5年度から令和9年度までの5年間
- (7) 数値目標
 - 平成27年と比較して30%以上減少

自殺者数	2,290人	→令和8年までに	1,600人以下
自殺死亡率	17.4	→令和8年までに	12.2以下

第2章 都の自殺の現状(特徴)

- ・都の自殺者数及び自殺死亡率は令和2年、令和3年と前年と比較して増加
- ・都の自殺者数の約3分の2を男性、約3分の1を女性が占める
- ・都における30歳代以下の自殺者の割合は、全国と同割合と比較して高くなっている
- ・都の職業別の自殺者数をみると、「無職者」が最も多く、次いで「被雇用者・勤め人」となっている
- ・自殺者の自殺未遂歴の状況を見ると、男性は約1割、女性は約3割となっている

第3章 都における今後の取組の方向性と施策

- (1) 地域レベルでの実践的な取組への支援を強化する
- (2) 都民一人ひとりの気付きと見守りを促す
- (3) 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
- (4) 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
- (5) 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
- (6) 社会全体の自殺リスクを低下させる
- (7) 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
- (8) 遺された方への支援を充実する
- (9) 民間団体との連携を強化する
- (10) 子供・若者の自殺対策を更に推進する
- (11) 勤務問題による自殺対策を更に推進する
- (12) 女性の自殺対策を更に推進する

第4章 推進体制

- (1) 自殺総合対策東京会議
- (2) 関係機関・団体等の役割
- (3) 区市町村の役割
- (4) 都の役割（東京都地域自殺対策推進センター）
- (5) 都民の役割